

小郡みんな食堂実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、小郡みんな食堂実行委員会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は会長宅とする。

(設立年月日)

第3条 本会の設立年月日を平成30年12月1日とする。

(目的)

第4条 本会は、老若男女誰でもがくることができる「地域食堂（こども食堂）」の運営を通じ、地域の人たちと触れあいの居場所づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) こども食堂事業
- (2) 青少年の健全育成に関する事業
- (3) 地域住民の交流に関する事業
- (4) その他会の目的を達成するための事業

(会員)

第6条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 会の目的に賛同し入会した者
- (2) その他、会長が認めた者

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を小郡みんな食堂実行委員会に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員ごとに年額1,000円とする。

(退会)

第9条 会員は、退会届を小郡みんな食堂実行委員会に提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(会計)

第12条 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。

3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第13条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第14条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和2年5月1日から施行する。